

市 た ば こ 税 納 付 書 の 記 載 の 手 引

市たばこ税納付書は、「領収証書」「納付書」「領収済通知書」の3枚1組になりますので、全てに同じ内容を記入してください。なお、この納付書は手持品課税の納付にはご利用いただけませんので、ご注意ください。

(納付書記載例)

市区町村コード		271004		市たばこ税領収証書 (公)								
大阪府		大阪市										
口座番号		加入者										
00900-5-960001		大阪市会計管理者										
〒 530-0005		大阪市北区中之島〇-〇-〇										
たばこ商事株式会社		代表取締役 大阪 太郎		様								
年度	申告年	申告月	申告処理	処理回次	台帳番号							
8	9	3		01								
申告期間			申告区分									
令和 9 年 2 月分 (から 令和 年 月分まで)			(申告) 修正 決定									
税 額	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	
								2	4	4	9	
延 滞 金												
過少申告・加算金 不申告・重												
合 計 額								¥	2	4	4	9
納 期 限	令和 9 年 3 月 31 日					領 収 日 付 印						
上記のとおり領収しました。 (納税者保管)												

「市たばこ税申告書（第34号の2様式）」に記載された内容を記入してください。

- ・個人の場合
「申告者の住所又は居所及び氏名」
- ・法人の場合
「申告者の住所又は居所、名称及び代表者氏名」

実際に申告された「年」、「月」と「その月の所属する年度」を記入してください。

年度は各年4月1日から翌年3月31日までを同じ年度として取扱います。

【記入例】

- ・令和9年2月売渡分の市たばこ税額を同年3月18日に申告納付する場合
年度→「8」
申告年→「9」
申告月→「3」

申告期間欄には、「市たばこ税申告書（第34号の2様式）」に記載された「令和〇年〇月分」と同じ内容を記入してください。

【記入例】

- ・令和9年2月売渡分の市たばこ税額を申告された場合、「令和9年2月分」と記載します。
- ※この場合、（ ）内は記載不要です。

該当する申告区分に○印を付けてください。Excel形式のファイルに入力する場合は、セルをクリックし、右に表示される▼から該当する申告区分を選択してください。

左欄の申告期間分について、初回申告内容について納付する場合は「申告」、修正申告内容について納付する場合は「修正」を選択します。

「市たばこ税の申告書（第34号の2様式）」に記載された「この申告により納付すべき税額又は還付を受けようとする金額」と同じ金額を記入してください。

また、合計額の欄のみ先頭に「¥」マークを記入してください。

申告納付期限を記入してください。

※市たばこ税の申告納付期限は、たばこを売り渡した月の翌月末日となります。
なお、末日が土曜日や日曜日または祝休日にあたる場合は、翌開庁日が納期限になります。

★ 納付書をご利用になるときの注意点 ★

(1) 大阪市HPに掲載している納付書をご利用になる場合

- ・A4の紙に印刷してください。
- ・3枚の帳票の法人名、税額等は必ず同一の内容を記入してください。
- ・手持品課税の納付にはご利用いただけません。

(2) この納付書をご利用になることができるのは、次の場所です。

◎大阪市公金収納取扱金融機関

●全国の店舗で取り扱う金融機関

みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行

●大阪府内の店舗で取り扱う金融機関

ほとんどの銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、一部の農業協同組合等

※取り扱う店舗には「大阪市公金収納取扱店」の表示があります。

●ゆうちょ銀行及び郵便局

近畿2府4県（大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県）に所在するゆうちょ銀行及び郵便局

◎市役所、区役所庁内の銀行派出所

◎市税事務所

(3) 納税証明書がご入用のときは申告書（控用）及び領収証書をお持ちください。

(4) 領収証書は5年間大切に保管してください。

(5) 領収証書は、大阪市会計管理者、銀行等（大阪市指定金融機関、大阪市指定代理金融機関、大阪市収納代理金融機関）又は郵便局の領収日付印を押すことによってその効力を生じます。

ただし、証券（小切手等）をご使用の場合は、その証券金額の支払いがあるまで納付義務は完了しません。（手形・小切手の最終振出期限には十分ご注意ください。）

※eLTAXを利用して申告書を提出された場合は、クレジットカード、口座振替（ダイレクト方式）、各金融機関のインターネット（モバイル）バンキング・ATMにより電子納税を行うことができます。ご利用できる金融機関は、eLTAXのホームページにてご確認ください。